

近・現代日本経済史研究の屈折（2）

高 橋 衛

[承 前]

（3）「脱亜」型近代化の迷妄

前項の問題とも関連するが、維新によって日本がひとり近代化にティク・オフして、着々とその形を整えつつあるなかで、周辺のアジア諸国との差が生じはじめ、それは日本人の意識の襞に微妙な変化を早くも浸透させてくる。その変遷を福沢諭吉に代表させてみておこう。福沢はいうまでもなく当代のオピニオン・リーダーであった。「学問のすゝめ」（小幡萬次郎との共著 1872年）で「天は人の上に人を造らず…」の名言をもってつとに著名であり（もっとも「天は人の上に人を乗せて人をつくる」などの揶揄もでたが…）、海外体験の多さもあって当代の代表的な知識人であった。同著で「万人は…貴賤上下の差別なく」ともいっていた福沢も、とりわけアジア観にあって差別観を、急速に表明するようになる。その最たるもののが明治18年の「脱亜論」である。

「脱亜論」は福沢が『時事新報』に社説として書いたものであるが、その根幹は「亞細亞全州ノ中ニ在テ新ニ一機軸ヲ出シ主義トスル所ハ唯脱亜ノ二字ニ在ルノミ」¹⁾ につきる。主張の根拠は2点にある。第一には西洋の「近時ノ文明ハ日本ノ旧套ト両立ス可ラズシテ…文明ヲ防テ其侵入ヲ止メン歟、日本国ハ独立ス可ラズ如何トナレバ世界文明ノ喧嘩繁劇ハ東洋孤島ノ独睡ヲ許サレバナリ」²⁾ という認識から、日本は開国して欧米文明を受容した。しかし一方、近隣2国「支那・朝鮮」の「此二国ノ者共ハ一身ニ就キ又一国ニ関シテ改進ノ道ヲ知ラズ…其古風旧慣ニ

恋々スルノ情ハ百千年ノ古ニ異ナラズ」⁴⁾と、保守的で世界の態勢に順応できずにいる。そして「支那朝鮮ノ政府ガ古風ノ專制ニシテ法律ノ恃ム可キモノアラザレバ西洋ノ人ハ日本モ亦無法律ノ国カト疑ヒ、支那朝鮮ノ士人ガ惑溺深クシテ科学ノ何モノタルヲ知ラザレバ西洋ノ学者ハ日本モ亦陰陽五行ノ国カト思ヒ、支那人が卑屈ニシテ耻ヲ知ラザレバ日本人ノ義侠モ之ガタメニ掩ハレ、朝鮮國二人ヲ刑スルノ惨酷ナルアレバ日本人モ亦共ニ無情ナルカト推量セラル…我外交上ノ故障ヲ成ス事ハ實ニ少々ナラズ我日本國ノ一大不幸ト云フ可シ」⁵⁾という。要するに第一には日本は世界文明を受容することによって独立を保ち、進歩の道を可能にしたとする。それはまず肯定できるとして、第二はかなり問題にされてよい。隣国の2国を「古風」「專制」「無法律」「卑屈」「惨酷」などと口を極めて批判・非難し、日本が両国と同列視される危険をいうのである。そのため「悪友ヲ親シム者ハ共ニ惡名ヲ免ガル可ラズ我レハ心ニ於テ亞細亞東方ノ惡友ヲ謝絶スルモノナリ」⁶⁾と断言して終わっているのである。維新後わずか18年にして、隣国2国をすでに「悪友」視して、脱アジアを提唱した思い上がりは、理解しがたい独善といわなければならない。それのみならず両国が「今ヨリ数年ヲ出デズシテ亡國ト為リ其國土ハ世界文明諸國ノ分別ノ帰ス可キ事一点ノ疑アル事ナシ」⁷⁾と列強の分割統治化されるも必然的といって憚らない。のみならず、日本も「西洋人ガ之ニ接スルノ風ニ従テ処分ス可キノミ」⁸⁾というにいたっている。

過去においては長期間、主たる文化の導入元であった両国を、わずかに「近代化」過程10数年にして、ここまで蔑視するにいたった所以は、いかにも理解しがたいというべきであろう。ただ「近代化」というも「朝野ノ別ナク一切万事西洋近時ノ文明ヲ採り独リ日本ノ旧套ヲ脱シタル」⁹⁾ことに過ぎなかった点に、蔑視觀も基礎づけられていた。やはり近代化＝欧米化の短絡が前提なのであるが、福沢はこれより早くすでに1875年、他の書で「日本の文明は西洋の文明よりも後れたるものと云はざるを得

ず。文明に前後あらば前なる者は後なる者を制し、後なる者は前なる者に制せらるるの理なり」¹⁰⁾と、それこそ「卑屈」なまでに西洋文明に挾腕していた。福沢のいち早い海外渡航は、想像以上のカルチュラル・ショックであったろうし、もの知り化にともなう独善化も、避けがたいものがあったことも、ある程度は理解しうる。それにしても、せいぜい10数年、欧米文明を先駆けて吸収した程度で、アジア蔑視にまでおよぶのは、やはり飛躍に過ぎるといわなければならない。

ところで、福沢については周知のように従来から多くの論稿がある。ここでは丸山真男のそれを脱亜論に限定してふれておこう。上述の『時事新報』の社説について、丸山は「彼が『脱亜』の文字を使用した唯一のケースであって、それ以後、彼のおびただしい著書・論文の中で、この言葉は二度と用いられていない」¹¹⁾という。「唯一のケース」か否かは、悉皆調査していないので保留するとして、すでにみたように、ただの一度にしてもその脱亜の提言は免罪しがたい内容を伴うものであった。丸山は脱亜論は「社説のキーワードではなかった」ともいう。「キーワード」の用法はよく知らぬが、社説の題名そのものが「脱亜論」であることを知ることなのであろうか¹²⁾。また福沢が脱亜をいうにいたったのは、「李氏朝鮮で勃発した『甲申事変』とそのクーデターの短命な崩壊の衝撃の下に執筆された…政変の失敗を日和見主義的に傍観し、もしくは徹底的に利用した態度は福沢を焦立たせるに充分であった」¹³⁾と、特殊な契機に絡ませる。したがって、一度きりのことだというのであろう。加えて丸山は「『脱亜』というのは、『興亜会』の結成（1880年）を機縁に流通をはじめた『興亜』という言葉にたいするシニカルな反語的表現と思われる」¹⁴⁾とも書く。脱亜は福沢にとって、さほど熟考された深い意味をもった提言ではないことを強調するのである。逆に脱亜論は丸山にとつても容認しがたく、軽く流しておきたい主唱であったということなのであろう。太平洋戦争敗戦後、民主主義の格好の旗手として回顧されるこ

とになった福沢のその汚点をあげつらうこと、名誉を貶めるに忍びがたいものがあったと理解すべきなのであろうか。戦後、民主主義の理解をめぐる近代政治学の輝ける旗手（福沢の言葉を借りれば「亀艦」ともいうべき）丸山にとっても、読みの深さにおけるシンパシーとでも理解すべきなのか。

しかし福沢はかなりの欧米崇拝の一方で、隣国2国への蔑視は再三の記述によんでいた。清国にたいして脱亜論の前年にも「風俗次第に衰て徳を修めず知をみがかず我より外に人なしと世間知らずの高枕、暴君汚吏の意にまかせて下を抑へし悪政の天罰遁るゝところなく…[アヘン戦争後も]なをも懲ざる無知の民、理もなきことに兵端を妄に開く弱兵は負て戦ひまた負て今の姿に成行しその有様ぞ憐なり」¹⁵⁾などといささか口汚いほどに罵ってもいた。朝鮮にたいしても「韓人の固陋不明なる」¹⁶⁾のスタンスを変えず、脱亜論を掲載した同じ『時事新報』の3年前の社説でも、ほぼ同様の脱亜論を主張していたのであった。そこでも「左れば現在の日本と支那朝鮮との新交際は一時の夢と思ひ未だ条約を結ばざるの古に返て百事を自然に放任し、東洋地方如何なる變あるも自から眼を掩ふて見ざるを為し、漸進以て十数年後の謀を為さん乎。是亦一策なり」¹⁷⁾と論じていたのであった。そしてすでにその結論は「我東洋の政略は結局兵力に依頼せざる可らず」¹⁸⁾とまで極言していたのである。脱亜論は、ことばとしては1回の使用にとどまったのかもしれぬが、福沢の本質においては脱亜感覚は、むしろ一貫していたと見なければならぬであろう。丸山のいうように、ただ1回の失言のように聞き流すことは、とうていなしえないところであろう。なお丸山の福沢理解には竹内好の批判とその丸山の反批判などがあるが、ここではあえてくどくなるので避けておく。

ところで、脱亜論自体が現実の歴史過程に、どれほどに投影されたかは立証しがたいが、うえにいう「十数年後の謀」は、「兵力に依頼」と結合すれば、まさに日清戦争にぴたりと符合している。福沢の在米中の次

男への手紙に、「野蛮国は寧ろ亡びたる方幸」¹⁹⁾などともある。このところ、日本の教科書問題が内政干渉ともいわれかねないほどに論議されてきたが、中・高校の教科書は総じて脱亜論には、ごくかんたんに触れる程度にとどめている。かの紛糾をよんだ『新しい歴史教科書』（扶桑社刊）などは、まったく無視し触れさえしていない。さらにそれのみならず、わが国の最高額紙幣が、脱亜論など知ってか知らずか福沢の顔を戴きつづけているのは、いかがなものであろうか。

注)

- 1) 福沢諭吉「脱亜論」（『時事新報』1885年3月16日）。
- 2) 同上。
- 3) 同上。
- 4) 同上。
- 5) 同上。
- 6) 同上。
- 7) 同上。
- 8) 同上。
- 9) 同上。
- 10) 福沢『文明論之概略』卷之六 1875年（『福沢諭吉選集』第2巻 1951年 岩波書店 215ページ）。
- 11) 丸山真男「福沢諭吉と日本の近代化」序 1992年（丸山真男集 第15巻 1996年 215ページ）。
- 12) 同上書 216ページ。
- 13) 同上。
- 14) 同上書 216～217ページ。
- 15) 福沢『世界国尽』 1884年（前掲『選集』第2巻 593ページ）。
- 16) 福沢「東洋の政略果たして如何せん」『時事新報』1882年12月7日（前掲『選集』第4巻 1952年 336ページ）。
- 17) 同上（同上書 351ページ）。
- 18) 同上。
- 19) 福沢「福沢捨次郎あて書簡」1875年10月1日（前掲『選集』第8巻 181ページ）。

II 日露戦後の転換路線

（1）1907年の軍備拡充計画

維新によってテイクオフした日本は、殖産興業、富国強兵をスローガンに瞠目すべき「近代化」を果たし、とりわけ、いわゆる産業革命をすすめて、その経済的発展は世界史のスピード記録を塗り替えるものであった。ただ250年以上にわたって戦争を経験しなかった日本も、ここにきて日清・日露の大きな対外戦争を遂行する。この両戦争はすでに侵略的因素を孕んではいたが、基本的には民族防衛的な要因によるところがなお大きかったといいえた。ここまで日本人は賢明であったといわれもあるところである。両大国わけてもロシアに苦戦を強いられながらも、とりあえず勝利したことは、世界中からの絶賛を浴びたこと也有って、日本人の高い昂揚感を呼んだ。日本人は矜持にみたされた思いを隠せなかった。しかし、むしろここでは、冷静さこそが求められていた。10万人以上の死傷者の犠牲のうえでの勝利であった。戦費は大きく外債に依存したものであった。日露戦争関係軍事費は、総額1,986,127千円であったが、その78.3%が公債・国庫債権一時借入金に依存したものであった（うち外債約10億円）。戦争終結時の1905年の歳入総額が535,256千円にすぎなかつたことを想起すれば、戦後経営はきわめて慎重な選択を迫られていたはずであった。しかし1907年に政府が上奏した「帝国国防方針」は、第一に「帝国ノ国防ハ露米仏ノ順序ヲ以テ仮想敵国トナシ主トシテ之ヲ備フ」とロシアのみならずアメリカやフランスをも仮想敵国とする基本方針を打ち出したものとなった。仮想敵国をつねに想定しておくのは、当時の常識であったとしても、露仏同盟の現状はともかく、日露戦争にタオルを入れたアメリカを第二の敵国に想定したのは、S.ローズベルトの介入態度に種々問題はあったとはいえ、やはりその後の外交路線に大きく影響することになる狭量な選択であったというべきであろう。

この「国防方針」はその方針に必要な兵力を陸軍25個師団、海軍最新式戦艦8隻・装甲巡洋艦8隻（いわゆる8・8艦隊計画）とするものでもあった。当時の財政事情からすれば想像を絶するほどの経費を要する軍備拡充政策を提起したものであった。日清・日露両戦争をつうじて軍備の絶対的不足を痛感させられたことは、紛れもない事実であった。しかし日本経済の実情は、軍拡を許容しうるようなものではなかった。戦後の1906年から1913年にいたる間に借換え債をふくめて、さらに10億円近い外債がロンドンを中心に追加発行された。債務超過額は増大しつづけていた。なお、この軍拡方針の選択について、多くの日本近代史がほとんどまったく問題視していないのも、いささか納得しがたいところである。このあとまもなく「日米戦わば」といった架空戦記ものが日米双方でかなり興味本位に発刊され、一種の流行を呼んだことなどをも考慮すれば、この選択のもたらした影響は小さくはなかつたはずである。

ただ国民の良識は、まだかなり健全であった。まず1912年、陸軍の朝鮮への2個師団増設要求を、第2次西園寺内閣が拒否、これに抗議して陸軍大臣上原勇作が単独辞任したことから、内閣は倒れ、陸軍長州閥の桂太郎内閣にかわったが、これを機に第一次護憲運動が起こった。翌年2月には数万の民衆が議事堂を包囲、桂内閣はわずか50日余の短命で退陣に追いこまれた。民衆のデモンストレーションで倒れた最初の内閣となった。大正の政変といわれたが、軍拡計画はそう容易には進行しえなかつたのである。この流れは周知のようにいわゆる大正デモクラシーの潮流となり、普通選挙法の施行に結実していく。一方、8・8艦隊計画の方は、議会の抵抗を受けながらも進行し、陸奥・長門などの世界に誇る超弩級戦艦などを生み出していく。ただこの強力海軍の出現は、アメリカの強い警戒心を呼び、その主導の下で1922年のワシントン軍縮条約の締結にいたる。米英5、日3、仏伊1.67に主力艦の保有量を制限したも

のであった。伸び盛りの日本海軍にとっては屈辱的ともいるべき強引な制限であったが、全権の海軍大臣加藤友三郎は部内の不満をよくおさえて調印に成功した。交渉をつうじて加藤の紳士的な態度が評判になったほどであった。海軍の理性はまだ健全であったといえよう。一貫して軍拡のみちを突っ走ったという通説めいた理解は、必ずしも当たらない。ただ次の1927年の補助艦を制限したロンドン軍縮条約のさいには、この理性はかなり鈍ってしまう。神様扱いされていた東郷平八郎元帥を後ろ楯に皇族まで巻き込んだ艦隊派が形成され、統帥権干犯などを騒ぎたてて、海軍は条約派との対立を形成する。太平洋戦争への伏線がしだいに潜在していくようになる。同時に大艦巨砲主義の固陋な戦略への執着も定着していく。ごこにも現代史の大きな屈折点があった。

（2）社会主義運動の台頭と分裂

これより先、日清戦争後、日本はようやく工業国化の緒についていたが、同時に労働運動も始動はじめた。1897年には労働組合期成会が結成された。その設立趣旨には、「組合の効驗は労働者をして資本家の力を借らず彼等自身に其技術を高め其災厄疾病を救助せしめ其品位を上め其道義心を高め自主の心と自重の念を奮起せしめ…今日円満なる労働組合を各労働者間に設立せしめんと欲して生まれたるなり」¹⁾ときわめて穏健なほとんど思想的意味を欠いた趣旨であった。日本のいわゆる近代化は、封建社会内部での濃厚な思想的試行錯誤を積み重ねないままに、外圧への対応によって衝撃づけられてテイクオフしたために、社会思想もまたほとんど輸入に依存することから始動せざるをえなかった。『国民の友』や『六合雑誌』などは、つとに社会主義思想や欧米の社会主義運動を紹介していた。最初に現実化するのは、1898年の社会主義研究会の発足によってであった。くしくも労働組合期成会の創設と、ほぼ同時期

のことであった。ただ両者の直接的な関係はほとんどなきにひとしかつた。大河内一男がいうように「明治時代の労働運動は、それが歴史の舞台に登場すると同時に早くも社会主義的イデオロギーと結合した」²⁾といいきってよいのか否か。それをしかも「日本の労働運動に課せられた制約」³⁾とまで決定づける必要があるのか否か。疑問なしとしない。

ところで、この大河内の主張の根底には、「日本における賃労働の型を便宜上『出稼型』と称んでおこう」⁴⁾という仮説があった。そして、それは仮説にとどまらず、いわゆる人口に膾炙の感あり、むしろ定説化していった。しかも、その「型」こそは「日本の資本主義経済が、単に日本における資本主義というだけでなく、『日本資本主義』として、特殊な型をもっているのと同様に、日本の賃労働もまた、それが日本資本主義の支柱であるかぎり、特殊な類型のものであり、この点は明治から大正を経て昭和に至るまで、日本の資本主義経済の発展に伴って解体することなく、むしろ逆にいよいよ固定化し、それ自らひとつの型としての論理を貫徹しつつあるものごとくである」⁵⁾との確信に出たものであった。いうまでもなく前述した資本主義論争の講座派（山田盛太郎）流の「型」の論理が貫いていたわけである。しかし日本における労働運動の脆弱さの根拠は、無理に「型」の論理（「封建的な出稼ぎ型」）に求める必要はなかった。いわゆる終身雇用制と企業別組合を柱とする日本の経営による労使のインタレストの共通性などで充分に説明可能であった。ただそこでその日本の経営自体が封建的なものなどといえば、また救いがたいことになるが、日本の経営こそは日本経済の強力な発展が、急激な労働力不足などに対応して形成されたものにほかならないことを付言しておこう。

これに対し「明治の社会主义運動は、労働組合運動とは思想的にも組織的にも異なった源から発した」⁶⁾とする見解もある。この方がより史実

に近いといえようが、この見解は日本の社会主義運動が非合法化されることを自ら招き寄せたという主張につながっていて、いささか興味深い。社会主義運動が労働組合運動からも遊離し、また「デモクラシーの発展法則を無視したために…権力からの厳しい弾圧を招いた」⁷⁾というのである。わが国における思想弾圧が、先発諸国に比し、ひときわ熾烈であったことはいうまでもない。ただそれは、封建体制のなかで自律的に自由と民主主義を醸成せぬままに近代的な経済と社会を急速に接ぎ木的に発展させようとしたことに、基本的には由来している。この歪さに加えて、運動自体が内部的に分裂をくり返したことが絡まっているとみるべきであろう。他の国々においても総じて社会主義的な運動は、分裂を重ねやすい傾向にある。その基本的な理由は、一般的に抑圧下におかれる運動は、自らの運動方針の主張を貫徹するために、自らの純化を急ぐあまり、ややもすればセクト化し他派を排撃するという傾向に陥りやすい点に由来している。わが国の場合は、加えてデモクラシーの伝統が浅く、ともすれば借りものの思想に依存したため、個々人の思想的な揺れも影響した。さらに国民的レベルでのデモクラシーも意識として希薄であったため、官憲が相対的に強く、ひときわ弾圧も厳しかったことなどが指摘されよう。

しかし日本の社会主義運動は、基本的には自由民権運動左派から出自している。「自由党が金権と結び藩閥政府と提携したことが明かとなるのについて、自由党左派は、その自由民権思想を社会改革や労働問題に結びつけようとした」⁸⁾という大河内説にしたがっておこう。そこにいう「労働問題」はおくとして、1882年以降にあいつぐ東洋社会党、車会党、東洋自由党などがそれである。このうち車会党がいうならば労働運動との接点をなす。この運動は鉄道会社の創立に対抗して車夫の生活権を擁護すべく1882年に「相互に懇話親睦する」ために結党しているが、まも

なく自然消滅している。社会主義運動と労働組合の初発における接点はこの程度であったといえよう。上記の両説のように社会主義運動がその初期において、労働運動と結合しているか、いかに拘泥するのは、いささか教条主義的ではなかろうか。社会主義者の元祖たちマルクス、エンゲルス、レーニンらにしても、ほとんど純粹の知識人であって、労働運動から出てきたものなどではない。社会主義をより広義にとれば、ヨーロッパなどで、逆にむしろ多少そのような結合関係がありうる。しかしそのいかんが労働運動を「制約」した、しないといったこととは、およそ関係のないことというべきであろう。

いずれにせよ、運動最古参の堺利彦がいうように、「日本の社会主義運動は、中江兆民あたりの系統を引いた自由党左翼の間から発生した」⁹⁾ わけで、前述のように、まず1898年に社会主義研究会が生まれ、1900年に社会主義協会と改称している。この協会も、当事者のひとり片山潜によれば、「会長は阿部磯雄氏幹事は河上清氏にして会員30余名あり、毎月一回集会して社会主義の研究を為す。…会員の少数なる等の為め何等の活動も出来ず」¹⁰⁾ といった程度の会合であった。それも関係者の一人木下尚江がいうように「学生あり、教師あり、職工あり、商人あり、曰く耶蘇教、曰く仏教、曰く無宗教、曰く社会主義者…」¹¹⁾ と雑多な会合でもあった。党を名乗るにいたるのは1901年のことで、前出の阿部、片山、木下、河上のほか幸徳秋水や西川光二郎らが創立者に名を連ねた。社会民主党の創設発表であった。同党は即日禁止処分を受けるが、「結党と禁止の事実は、はなはだ強く社会の人々を刺激した」¹²⁾ ともいう。社会主義協会が実質的に運動を継承していくのであるが、それすらも、山川均などによれば「有名人の団体で、私たちには近よれなかつたが関心はもつていった」¹³⁾ という特定少数の域を出ない運動であった。

合法的に社会主義政党が発足するのは、1906年の日本社会党の成立で

あった。国法の範囲内においての社会主義を主張することを、とくに表明しての結党であった。そしてそのこと自体が、その後の運動の基本的な争点となっていくのである。子細にわたる糺余曲折はおくとして、争点が明瞭になるのは、翌1907年2月の同党第2回大会においてのことになる。そこで幸徳の演説が分裂の火種となった。「抑も議会なるものは現今社会組織の産物である。資本家的社會制度の産物である」¹⁴⁾と、幸徳は社会党も当然のこととしてすすめてきた普通選挙要求運動を公然と否定するのである。中江兆民の弟子として運動にかかわりはじめた幸徳は、しだいに運動のリーダーとなり、当然、普選運動にもコミットしてきたのであるが、弾圧を受けて投獄されたのを機会に、さらに出獄後アメリカ旅行をしたのを機に、当人の言によれば、「大に変じ、今や数年以前を顧みれば、我ながら殆ど別人の感」¹⁵⁾に変貌する。幸徳は「彼の普通選挙や議会政策では真個の社会的革命を成し遂げることは到底出来ぬ、社会主義の目的を達するには、一に団結せる労働者の直接行動（ゲレクト、アクション）に依るの外はない」¹⁶⁾と直接行動主義を提起したのであった。大会での投票で、幸徳案は52票中22票で否決はされるが、党は真っ二つに分裂するにいたる。しかもその5日後には日本社会党は結社禁止に追いこまれる。議会政策派は社会主義同志会を結成、直接行動派は金曜会に集い、分裂も決定的となるにいたる。前出の辻野がいうように「社会主義運動の合法性を獲得するのに失敗したばかりでなく、逆に権力からの厳しい弾圧を招いた」¹⁷⁾ということになるのであろう。この分裂のパターンは、アナキストとボルシェビキの対立となり、さらにはコミュニケーションと社会民主主義者の対立にひきつがれて、対立軸は権力とのそれよりも、むしろ運動内部の抗争に多くの精力を注いでしまう結果に導く。戦後の1960～1970年代のいわゆる内ゲバ騒動などすらも、この不毛な不幸な近親憎悪ともいべきような内部対立の繰り返しとい

わなければならぬのであろう。

ともあれ、ようやく大衆的なバックをえるまでに展開しつつあった大正デモクラシーの運動の流れに棹さすことのできなかつた社会主义運動は、権力の抑圧を容易にすることを許容していったわけである。大正末期に普通選挙法（制限の多いものではあったが）が成立すると同時に超弾圧法規の治安維持法の成立をみる。もっとも大正デモクラシーといわれるものの自体も、さほどに民主主義的であったか否か、再検証を要するところでもある。かの民本主義で知られ、大正デモクラシーのリーダーのひとり東京帝大教授吉野作造によれば、民本主義の用語は自分の造語ではないとしつつ、「しかし民主主義といえば、社会民主党などという場合におけるがごとく、『国家の主権は人民にあり』という危険なる学説と混同されやすい」¹⁸⁾と明言してもいる。しかもその民主主義などは「わが国のごとき一天万乘の陛下を国権の総攬者として戴く国家においては、全然通用せぬ考え方である」¹⁹⁾とまでいう。また「わが国においては…憲法の解釈上毫も民主主義を容るべき余地がない」²⁰⁾と確言していたのである。したがって、やはり民本主義は明瞭に民主主義と異なるものであり、ましてや社会主义運動とは行を共にしうる思想ではなかつたといわなければならないであろう。社会主义運動のほうで、秋水ならずとも大正デモクラシーに心から共感を抱きえなかつたゆえんでもあろう。この間の事情については、当時、山川均が比較的客観的に記録している。山川は「民を本とせざる吉野博士」²¹⁾などと皮肉ってもいるが、吉野の言として「形から観れば政界の主人公は人民のやうであるけれども、実際に於ては矢張り賢明なる少数者が国家を指導するのである」（吉野「民本主義と國体問題」）²²⁾といつてゐるように、吉野らの民本主義は、本質的にエリート主体の指導理念を前提とするという限界をまぬがれていなかつたことは確かなことであった。山川によれば、本来、「普通選挙権の獲得

は、社会主義者にとっては自明的な要求のように考えられ、何人もこれに疑いをもっていなかった」²³⁾が、前述の日本社会党第2回大会においての幸徳演説を機とする分裂により「社会主義者の普選運動は終りを告げ、ついに再び取り上げられなかつた」²⁴⁾ことになる。このように大正デモクラシーの指導理念とも共通の基盤を欠いたまま、総じて運動は孤立化のみちを辿ることになる。

（3）「大逆事件」と「冬の時代」

前項の記述とやや前後することになるが、1910年秋、いわゆる「大逆事件」が「起こった」。それは「秋の観兵式の際、鳳輦に向って爆弾を投げよう計画した事件」²⁵⁾と、戦後直後に紹介されている。同書はつづけて「首謀者と目される、幸徳秋水以下12名がこのため死刑に処せられたのだが、その真相については未だに判明しない点が多く、取締当局の捏造なりとの説も有力なのであって、この事件はあるひは永久の謎となるかも知れない」²⁶⁾という。戦前にあっては、正確な紹介も論評も、ほとんどみられないのであり、戦後のこのいち早い記事でも「永久の謎」としていたのであった。皇室に関係することは、さほどにタブー視されてきたのである。

「事件」の首謀者とされた幸徳秋水については、すでに前項でもふれてきたが、短い生涯のなかで、かなり劇的な思想遍歴を辿っている。まず1900年の秋水の当の問題の皇室にふれたものでは、『万朝報』に「立皇太子妃の盛儀を賀し奉る文」を書き、「皇太子殿下は慈仁の恩祖宗に肖させましまし英明の声中外に播したまひ」²⁷⁾と記している。また、同年の同報の論説に「皇室と人民」を掲載、「近時四人の青年が、如何なる天魔の魅入りしにや、狂暴不敬の文字を弄して其筋へ拘引せられたり、吾人は斯る狂暴不敬の文字を作る心を有する人民が三人にもせよ四人にもせ

よ、我同胞の中に存在すると想ひ来れば、實に痛心の至りに堪へず」²⁸⁾とまでいう。ただ、これらの記事・論説が、秋水本人の筆になるものか否かは、疑問の多いところである。全集に収録されている『万朝報』の記事・論文などには、署名入りのものと無署名のものとがある。うち無署名のものについて収録した経緯については、全集編集者のひとり川村善次郎の解説がある。それによれば、さまざまな傍証をへて「幸徳筆であることが確実と思われるものののみを収録した」²⁹⁾とある。もしそうだとすれば、うえの文などは、「大逆事件」につながるものなどとは、とうてい一片も感じ取れるものではない。平凡な皇室崇拝者を見るのみである。ただやはり、この点は充分に保留しておく必要があろう。

しかし翌1901年には、すでに同じ『万朝報』の論説に「我は社会主義者也」³⁰⁾と宣言する。上の記述からは、わずかに11か月のことでのこの間の当人の変貌は、ほとんど理解するに困難なところであろう。この年には秋水は社会民主党結成の中心にいるのである。さらに1907年には、その主宰する『平民政義』には、自ら「今や数年以前を顧みれば、我ながら殆ど別人の感」³¹⁾と書く。文字どおり「別人」を思わせる変化を表現し、そこでは「何ぞや、爆弾か、匕首か、竹槍か、蓆旗か」³²⁾とも発言したとすらいわれる。その発言が日本社会党の分裂・解体につながったことについてはすでに述べた。

すでに社会民主党が結党後、即日禁止といった権力側の容赦ない強圧などを体験し、自らも投獄を経験するなど、絶望感のようなものを早期に感得し、合法性を看板にした日本社会党にもあき足らぬを感じ、欧米の運動に刺激されつつ、急速に「過激な」直接行動主義に傾斜していった秋水。山川がいうように、「『革命的な』人々は、革命を成就するためにではなくて自分がより革命的であることに満足するために、より革命的であるかのように見える直接行動論を謳歌した」³³⁾といった状況

が一般的に漂っていたといえるのかもしれない。それにしても「爆弾か、匕首か」を公言したことは、あまりにも焦慮感の強い不用意な発言ではあった。

ところで、この「事件」のうち、長野県明科製材所において、宮下太吉がなんらかの爆発物を製造していたことは、いちおう否定できないようではある。ただし当時の弁護士・鵜沢総明が戦後に明らかにしているように、それも「我々弁護人は検察側の記録を示されたに過ぎなかった。それがどの程度に『有効な爆発物』であったか、如何にして密造されていたかを、事実によって詳細に調査する方法がなかった」³⁴⁾ という程度のものにすぎず、それ自体も捏造というものかもしれない。ましてや、それと秋水らとの「『共同謀議』を立証する根拠は勿論なく、『大逆』の具体的な内容も明示されなかった」³⁵⁾ と、同じく鵜沢がいうところである。

検察官の陳述の趣旨によれば、「本件の犯罪の動機は、無政府主義者の信念である。…國体を無視し、皇室を倒すこと目的とする、……最近の無政府主義者の運動の世界的の傾向としては、爆弾を使用する点に特色がある。そしてこのような思想をわが国に伝えたのは幸徳である」³⁶⁾ という。宮下の供述では「幸徳にも相談したが、賛成しないので四人で決行することになった」³⁷⁾ とされ、しかし「「関係官一同の意見は、『幸徳がこの事件に關係のないはずがない』という点で一致した」³⁸⁾ といった、単なる推測の域を出ないものであった。勾引された秋水は当然全面的に否認したが、大審院特別刑事部での公判の審理は、「被告人の尋問のみで終了し、弁護人側の申請した証人の尋問その他の申請はすべて却下された」³⁹⁾ という。1911年1月18日、判決、24名が大逆罪により死刑、2名に懲役11年、8年という苛酷なものであった。1908年10月施行の刑法第73条には「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」と、とくに「大逆罪」

を規定していたのであった。この規定は「封建時代よりもはるかに前の日本の古代国家時代の西暦701年に制定された大宝律の規定を基礎として制定されたもの」⁴⁰⁾ であった。完全な捏造による「事件」に、この極刑が適用されたのである。

秋水自身の陳弁によると、「無政府主義者の革命といえば直ぐ短銃や爆弾で主権者を狙撃する者の如くに解する者が多いのであるが、夫は一般に無政府主義の何者たるかゞ分かつて居ない為であり…同主義の学説は殆ど東洋の老莊と同様の一種の哲学で…圧制を憎み、束縛を厭ひ、同時に暴力を排斥するのは必然の道理で…」⁴¹⁾ といいきっていた。秋水の発言には前述したように誤解を招きやすい過激さはあったが、「爆弾」などの関係は、本人のいうところに相違なかったであろう。

しかし基本的にあいいれずに過ぎた当代デモクラシーの代表的指導者・吉野作造にしても、これらを「民主共和の危険思想」とし、「現にわが国でも幸徳一派の大逆罪は社会主義者の間から輩出したではないか」⁴²⁾ といい切ってしまっていたわけである。さらに同じくアナキストの大杉栄すらも「それで27年〔歳〕の暮れ、ちょうど幸徳らの逆徒どもが死刑になる一ヶ月ばかり前に、しばらく目でまた日の目を見て、それ以来今日までまる7年の間ずっと謹慎している」⁴³⁾ といった程度の反応を記すにとどまっていた。非公開の裁判で秋水らは、ほとんど完全に孤立したまま処刑されてしまったのである。辻野功もいうように、大逆事件は「支配階級によって作られた大陰謀事件ではあったが、社会主義運動の側がこの陰謀の口実を与えたことを見逃すことはできない」⁴⁴⁾ という一面も否定できないのかもしれない。あるいは大正デモクラシーの側にも、アナキズムなどを包み込むだけの度量を欠いていたのかもしれない。ともあれ、社会主義は「直接行動派、議会政策派の区別なく弾圧され、壊滅させられて、『冬の時代』が到来」⁴⁵⁾ することになる。

なお1961年、被告中唯一の生存者らが再審を請求した。ただ1965年12

月、東京高裁は請求を棄却、上告もしたが、1967年7月、最高裁も請求を棄却したのであった。

（4）「日韓併合」のアジア戦略

日韓併合（いちおう歴史的用語にしたがっておく）は、いかように強弁しても、紛れもない近隣への侵略である。神后皇后や豊臣秀吉のことではなくとしても、明治維新後ただちに隣国朝鮮への干渉が、新政府の重要な課題となつたこと自体が問題視されよう。江戸時代、朝鮮との外交は、対馬の領主宗家によってすすめられていた。秀吉以来断絶していた国交は、宗義智を介して徳川時代に回復され、1607年、朝鮮国の使者が来日して復交、以後、將軍交替時に「朝鮮通信使」として、12回にわたる来訪があった。鎖国の時代にもかかわらず日本側の応対は、きわめて豪華な外交儀礼として実施された。朝鮮側としては「南辺」の安定化のために必要な措置であった。ただ秀吉時代のころから日本には、「神國」意識のようなものが鼓吹され始め、「日本型華夷意識」といわれるような「中華としての日本」とでもいうべき国家意識が形成されていて、当時の日朝国交にも、その影を投じていたことも推測される。それでも通信使の記録などからは、なおほほ対等な国交関係が感じ取られうるのである。それが維新後は中央政府の管轄するところとなり、朝鮮国にわが国同様に開国を勧奨する。朝鮮政府は慣例にこだわり交渉にも応じなかつた。それを機にいわゆる「征韓論」が新政府に分裂を招くまでに沸騰する。征韓論は、その字句が示すほどには、ただちに侵略を意味しはしなかつたが、維新によって特権を剥奪された不平武士層の関心を集めることになって、やはりその気をはやらせたことも否定できない。

半島といわれる地域は一般的に不安定であるといわれる。地理的条件によるのであろう。朝鮮半島の場合においても、ロシア・清・日本の三

国の力関係において19世紀後半から20世紀前半にかけて、そのような宿命を負った。現在の韓国は、このような歴史的条件をすら認めないのであろうが、客観的に歴史を語ることは避けられない。17世紀から19世紀前半にかけては、西欧からいう極東といわれるこの地域は、比較的に安定していた。19世紀半ばにおける欧米のこの地域への進出（多分に侵略的な）こそが、まずこの地域をかき乱したといってよい。維新によって覚醒した日本が、その攪乱の中心になぜ坐ることになったのかは、明瞭な解のない問い合わせなのかもしれない。維新を達成した日本は、征韓論という思い上がった干渉を、その直後に提起したが、ただちに侵攻を具体化じうるような実力を備えていなかったことはいうまでもない。ただ征韓論を封圧した大久保利通自身が1874年には台湾遠征を実行しており、征韓論の空虚さを単純に指摘してとどまることもできない。また、のちに日韓併合を強行した当時の首相桂太郎は、すでに1880年に支那遠征謀略なる意見書を陸軍卿に提出していたといわれる。⁴⁶⁾ それもただの暴論とはいえない。当の桂太郎はのち日露戦争に勝利した首相としての功績により侯爵となり、さらにまさに韓国併合の功績により公爵にまでかけあがる。いわゆる位人臣を極めたのである。

ところで朝鮮国をめぐる日本との対抗軸は、まずは宗主国たる清国であったが、江華島事件（1875年）、壬午軍乱（1882年）、甲申事変（1885年）などの経過を経て、清国からの独立をはかる勢力や維新の影響を受けた一部日本派なども生まれ、相対的に清国の支配力は後退していく。甲申事変の翌年にはすでにみたように福沢諭吉の「脱亜論」も提起されるのである。福沢は清・朝鮮の「二国ヲ視レバ今ノ文明東漸ノ風潮ニ際シ逆モ其独立ヲ維持スルノ道アル可ラズ……今ヨリ数年ヲ出デズシテ亡國ト為リ其国土ハ世界文明諸国ノ分割ニ帰ス可キ事一点ノ疑アル事ナシ」⁴⁷⁾ とまでいい切っていたのである。維新を機に西欧化の道を歩みはじめ

て、わずかに18年、あまりにも思い上がった隣国を蔑視したオピニオンリーダーの言というべきであろうか。「世界文明諸國ノ分割ニ帰ス」というその分割の当事者に、やがて日本自身が成り上がるわけである。

これより先、経過を少し追っておくと、甲申事変後、日本の影響力は後退し、朝鮮は露朝密約を締結して、ロシアの保護下に入り、清と日本の圧力から逃れようとする。ただ日・清の確執はつづき、1894年の東学党事件を機に日清戦争となり、力関係は逆転していく。戦争で勝利した日本は、清国の朝鮮への影響力を完全に排除し、圧倒的な支配を強めようとするが、遼東半島返還を求めた三国干渉により、一時はロシアの支配がむしろ強まる。朝鮮をめぐる対抗軸は、日清から日露に移行する。日本は特派公使三浦梧楼が「女性としては実に珍しい才のあるえらい人であった」⁴⁸⁾という閔妃という抗日派の実力者の皇后を、その三浦の時代に日本軍人の手により暗殺する。朝鮮では排日の風潮が昂揚し、1896年には露清間に対日軍事同盟が密約される。日露の関係は逼迫し、1904年には日露談判がすすめられるが、ロシアは「朝鮮政府と共同事業と云ふ名の本に材木公司の如きものを設立し、現に土地を占領」⁴⁹⁾と実効支配を強化する。ただ一方、一触即発のこの時期1901年に組閣した桂太郎は、その政綱中にすでに、「韓国は保護国となす目的を達すること」⁵⁰⁾を掲げていた。1904年に御前会議で決定された日露談判の方針でも、満洲は譲歩しても「韓国は全然我が勢力範囲に取り入ること」⁵¹⁾とされた。その理由は「必ずや朝鮮は自衛上略取せざる可からざるは当然の要求なり。如何となれば、彼れ朝鮮を取って我に望めば、我は日本海を失ひ、対島〔馬〕海峡は握手し能はざるは勿論、南北延長せる島帝国の領土は、腹背敵を受け、防禦は勿論国家の生存上独立を持ち得〔ざ〕ること、論者を待た〔ず〕して明かなり」⁵²⁾という。日本の指導層が朝鮮支配にこ

だわった基本的な要因は、まさに対露防衛策にシフトしてきていたのであった。ロシアを中心とした三国干渉にはじまる強引な南下政策の圧力に「臥薪嘗胆」と耐えてきた日本との談判は決裂、1904年2月ついに日露戦争が勃発するにいたる。その2月23日には、早くも駐韓公使林権助と朝鮮外部大臣李址鎔とのあいだに日鮮議定書が締結されるが、これこそは徳富猪一郎によれば、「朝鮮併合を促すの第一歩」⁵³⁾となつた。同じ年6月、元老会議で「帝国の対韓方針」が決定され、天皇が裁可する。それは「帝国ハ韓国ニ対シ政事上及軍事上ニ於テ益々我利權ノ發展ヲ図ルベシ」⁵⁴⁾という露骨な支配権の行使を決めたものであった。その「理由」とするところでは、さらにすんで韓国「政府ノ靡爛セル人心ノ腐敗セル到底永ク其独立ヲ支持スル能ハザルハ明瞭ナルヲ以テ我邦ニ於テ宜シク政事上軍事上並ニ經濟上漸次該國ニ於ケル我地歩ヲ確立シ」⁵⁵⁾と、すでに併合が既定の方針と化していたのであった。内心ロシアの勝利を信じていた韓国の期待に反し、戦争は日本の勝利に帰する。

日露講和条約の第2条には「露西亞帝国政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝国政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及整理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス」⁵⁶⁾と、日本の韓国支配を全面的に認めたものとなった。これに先立ち第2次日英同盟協約も「大不列顛國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ為メ、正当且、必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ権利ヲ承認ス」⁵⁷⁾とうたっていた。アメリカもポーツマス条約を承認しており、いずれもロシアの南下政策によりいっそう脅威を感じていて、日本の朝鮮支配を黙認していたわけである。英米ともに朝鮮國の独立国としての存在を事実上否定していたことになる。

ここにきて日本は、だれ憚ることなく植民地化を強要していくことになる。1905年10月には保護権の確立を閣議決定、韓国の外交権を奪い、統監（レジデント・ゼネラル）をおくことを同意させる。伊藤博文がその統監に就任するのである。ただし1906年から翌年にかけて反日暴動が頻発、大示威運動が起こり、日本警官と衝突、死傷者を出す流血事件に発展する。かくして皇帝は「日本に屈伏し、伊藤統監に暴徒鎮圧の勅命を伝達」⁵⁸⁾するにいたる。1907年7月19日のことで、「韓国皇帝の委任」という絶好の口実を得た朝鮮駐箚司令官長谷川好道は、ただちに行動に移り歩兵連隊は王宮を占領」⁵⁹⁾する。日本は警察権の委任を受け、同年7月31日には韓国軍隊の解散式が執行されるにいたる。そして1909年に決定した「対韓施設大綱」では「適當ノ時期ニ於テ韓國ノ併合ヲ断行スル事韓國ヲ併合シ之ヲ帝国版圖ノ一部トナスハ半島ニ於ケル我實力ヲ確立スル為最確実ナル方法タリ……帝国百年ノ長計ナリトス」⁶⁰⁾と併合方針を確定する。また韓国内部では日本の近代化に寄託しようとする李容九などによる団体一進会の親日運動なども高まり、それらも巧みに利用され、一方、1909年10月には初代統監伊藤が安重根によって暗殺される。併合の過程を記録した山辺は、その書でこの暗殺を「痛快きわまる」⁶¹⁾と書く。ただそこまで書けば、逆にこの書の価値に疑問が誘われることになりかねないであろう。もっとも朝鮮各地では、伊藤暗殺の報に、ひそかに祝賀の会が開かれたという。ともあれ、ついに1910年8月29日、併合条約の調印となる。

以後、35年間にわたる日本の植民地支配がつづくのである。いわゆる遅れてきた帝国主義の露骨な支配は、日本の対米敗戦によって解消されるまで改姓改氏などをふくむ植民地行政が重ねられることになる。独立復活後、南北分断という宿命をも受け、反日感情は容易に解消せず、つ

づくことになるのである。向後、アジア版EUなどが構想される場合、南北朝鮮との新たな関係を構築するにさいして、過去に福沢諭吉にまでもさかのほるような根深い問題を置き去りにしては、修復は本格的なものたりえないことを銘記すべきであろう。ただ、南北朝鮮側にも、よりいっそう冷静な併合とそれ以降の客観性ある歴史認識が強く期待されるところである。

注)

- 1) 「『労働組合規成会』設立趣旨」（安藤良雄編『近代日本経済史要覧』1975年 東京大学出版会 83ページ）。
- 2) 大河内一男『黎明期の日本労働運動』1952年 岩波書店 iiページ。
- 3) 同上書 4ページ。
- 4) 同上書 3ページ。
- 5) 同上。
- 6) 辻野 功『明治社会主義論』1978年 法律文化社 6ページ。
- 7) 同上書 5ページ。
- 8) 大河内 前掲書 29ページ。
- 9) 堀 利彦「日本社会主義運動小史」「マルクス・エンゲルス全集」月報 1928年（『堀利彦全集』第6巻 1970年 法律文化社 327ページ）。
- 10) 片山 潜『日本の労働運動』1901年（1951年 岩波書店 186ページ）。
- 11) 木下尚江「社会主義協会の茶話会」『毎日新聞』1902. 3. 3
（『木下尚江全集』第15巻 1997年 教文館 75ページ）。
- 12) 堀 前掲書 327ページ。
- 13) 山川菊栄・向坂逸郎編『山川 均自伝』1961年 岩波書店 179ページ。
- 14) 幸徳秋水「序に代ふ」『平民主義』1907. 4. 25（『幸徳秋水全集』第6巻 1972年 明治文化資料刊行会 134ページ）。
- 15) 同上論文（同上全集 135ページ）。
- 16) 同上。
- 17) 辻野 前掲書 5ページ。

- 18) 吉野作蔵「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」『中央公論』1916年1月号（『吉野作蔵論集』1974年 中央公論社 35ページ）。
- 19) 同上書 38ページ。
- 20) 同上書 48ページ。
- 21) 山川 均「民を本とせざる吉野作蔵と大山郁夫氏の民本主義」『新日本』1918年10月（『山川均全集』1966年 効草書房 83ページ）。
- 22) 同上（同上全集 54ページ）。
- 23) 山川菊栄・向坂逸郎編 前掲書 252ページ。
- 24) 同上書 269ページ。
- 25) 森 正蔵『風雪の碑』1946年 鮎書房 19ページ。
- 26) 同上。
- 27) 幸徳秋水「立皇太子妃の盛儀を賀し奉る文」『万朝報』1900.2.21（『幸徳秋水全集』第2巻 1982年 明治文献資料刊行会 290ページ）。
- 28) 幸徳「皇室と人民」『万朝報』1900.5.18（同上全集 340ページ）。
- 29) 川村善次郎「『万朝報』の時代前期の幸徳秋水」（同上全集 487ページ）。
- 30) 幸徳「論説」『万朝報』1901.4.9（同上全集 第3巻 220ページ）。
- 31) 幸徳「序に代ふ」『平民主義』1907.4.25（同上全集 第6巻 134ページ）。
- 32) 前掲『山川 均自伝』2 256ページ。
- 33) 同上書 270ページ。
- 34) 鵜沢聰明「大逆事件を憶ふ」『幸徳秋水・理論と隨想』1949年 自由評論社（前掲『幸徳秋水全集』別巻 555ページ）。
- 35) 同上書 566ページ。
- 36) 武安将光『幸徳秋水等の大逆事件』1933年 効草書房 92~93ページによる。
- 37) 同上書 27ページ。
- 38) 同上書 92ページ。
- 39) 武安 前掲書 92ページ。
- 40) 同上書 20ページ。
- 41) 幸徳「獄中から三弁護人宛の陳弁書」（前掲『幸徳秋水全集』第6巻 522ページ）。
- 42) 吉野 前掲論文（前掲『吉野作蔵全集』40ページ）。

- 43) 大杉 栄『自叙伝』1923年 改造社（1971年 岩波書店版 184ページ）。
- 44) 辻野 前掲書 24~25ページ。
- 45) 同上書 26ページ。
- 46) 山辺健太郎『日本の韓国併合』1966年 太平出版社 14ページによる。
- 47) 前掲『時事新報』
- 48) 三浦梧郎『明治反骨將軍一代記』1971年 芙蓉書房 234ページ。
- 49) 宇野俊一校注『桂 太郎自伝』1933年 平凡社 327ページ。
- 50) 同上書 255ページ。
- 51) 同上書 281ページ。
- 52) 同上書 324ページ。
- 53) 德富猪一郎『公爵山県元帥伝』下巻 1932年（『明治百年叢書』1967年 原書房 745ページ）。
- 54) 山辺 前掲書 279ページ。
- 55) 同上。
- 56) 市川正明編『韓国併合史料』①（前掲叢書 1978年 11ページ）。
- 57) 山辺『日韓併合小史』1966年 岩波書店 218ページ。
- 58) 市川 前掲書 41ページ。
- 59) 同上書 42ページ。
- 60) 同上書 51ページ。
- 61) 前掲『日本の韓国併合』315ページ。